

第4章 移動等円滑化の基本理念と基本方針

1. バリアフリーの基本理念

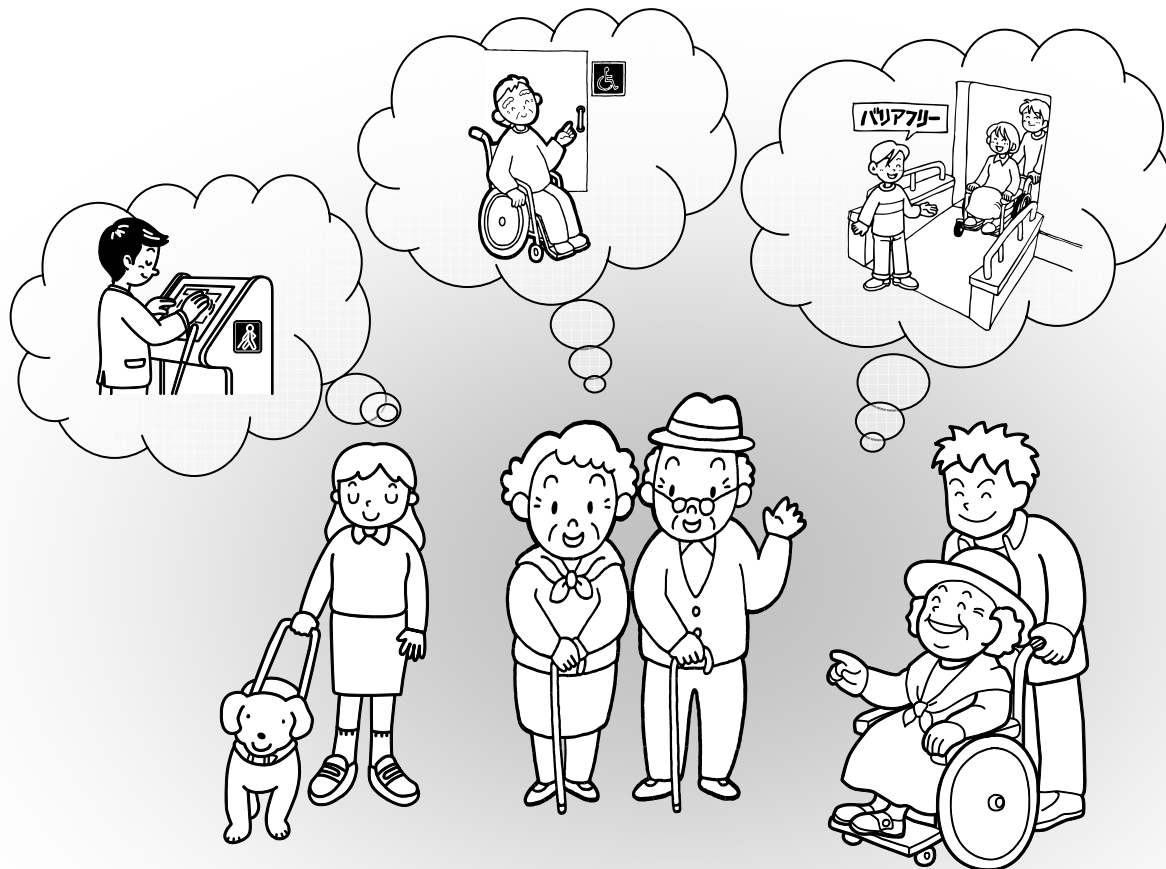
本市では、第5次総合基本計画（平成18年～平成27年）を策定し、将来像である「人・時をつなぐ 安心・健康・躍動都市 はびきの」を実現するため、まちづくりの目標である「安全・安心、快適で住みやすいまち」として、都市基盤の整備や生活環境施設の充実、バリアフリーの推進を掲げています。さらに、「健康で生き生きと暮らせるやさしいまち」では、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が暮らしやすく、利用しやすい、ユニバーサル社会をめざすこととしています。

誰もが安心して安全・快適に日常生活を営む上で、公共交通機関や歩行空間の移動の円滑化、公共施設をはじめとする施設のバリアフリー化は、必要不可欠なものであるとともに、同時に多様な社会参加が可能となり、人々が生き生きと活動し、活発な交流を促進するものです。

このようなことから、バリアフリーの基本理念を以下のとおり設定します。

< バリアフリーの基本理念 >

誰もが、安全・安心、快適で、生き生きと活動できる都市 ^{まち} はびきの



2. バリアフリーの基本方針

バリアフリーの基本理念に基づき、6つの基本方針を定め、バリアフリーを推進します。

①高齢者、障害者等が安全・安心に活動できるまちづくりの推進

高齢者や障害者をはじめ、妊産婦や乳幼児連れ等、移動等に制約を受けるあらゆる人が、安全かつ安心して活動できるよう、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、道路をはじめ、鉄道、バス等の公共交通施設や建物等のバリアフリー化に取り組みます。

②重点的なバリアフリー化の推進

効果的に事業を推進するため、重点整備地区を設定し、優先的かつ総合的にバリアフリー化を進めます。なお、重点整備地区以外についても、道路や施設等の新設・改修を行う際には、本構想の考え方に基づいた整備を行うなど、将来に向けて市域全体のバリアフリー化に努めます。

③心のバリアフリーの促進

実効性のあるバリアフリー化を実現するためには、ハード面の整備と併せて、ソフト面の取り組みが不可欠であることから、高齢者や障害者等に対するサポート意識の醸成やマナーの向上に向けて、各種広報・啓発活動や学校教育等を通じた意識の高揚を図る取り組みを進めます。

④市民の参画と関係機関とが連携したまちづくりの推進

効果的、効率的な整備を進めるため、事業者や国・大阪府・市の連携を図るとともに、計画段階から市民参加を基本とし、高齢者や障害者等との意見交換を実施するなど、利用者からの視点を反映した上で、市民、事業者、行政が一体となってバリアフリーの推進に取り組みます。

⑤歴史的資源を活かしたまちづくりとの共存

本市は、日本有数の大型古墳が集積する古市古墳群や日本最古の官道である竹内街道等、我が国有数の歴史的資源を有していることから、歴史が感じられるような整備に配慮しながら、道路や施設等のバリアフリー化を推進します。

⑥計画的、継続的なバリアフリー事業によるスパイラルアップ

事業の緊急性や重要度、財政状況等を勘案した上で、短期的な取り組みと長期的な取り組みに区分し、より実現性のある事業プログラムを作成します。また、事業の推進にあたっては、「計画・目標」⇒「実施」⇒「検証」⇒「見直し改善」のサイクルを繰り返すことにより、段階的・継続的な発展に努めます。